

漁港施設の指定管理者管理運営状況等の評価委員会

日時：令和8年7月16日（木）11時10分

場所：都庁第二本庁舎9階 会議室 9A

次 第

1 開 会

2 離島港湾部長挨拶

3 議 事

- (1) 指定管理者の管理運営状況等の評価等について
- (2) 意見交換会
- (3) その他

4 閉 会

【配付資料】

委員名簿、座席表

漁港施設の指定管理者評価委員会設置要綱

資料1「二見漁港（小笠原村父島） 漁港施設の管理について」

資料2「指定管理者の評価について」

資料3「漁港施設の指定管理者に係る評価結果（一次評価）」

資料4「漁港施設の指定管理者に係る二次評価（案）」

参考資料 ・ 漁港施設事業報告書（令和7年度）

・ 年度報告書

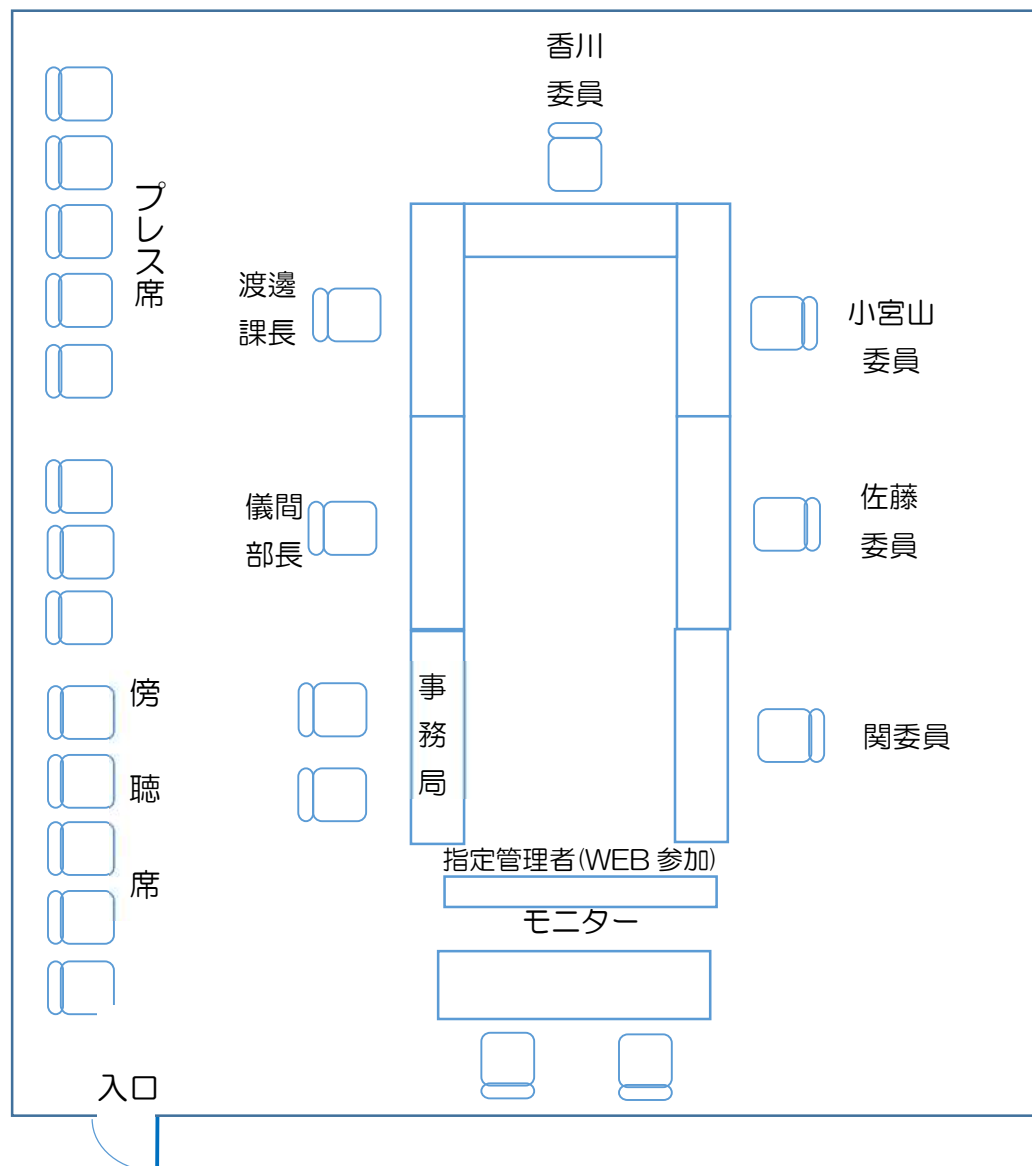
・ 経営基盤計算書

令和8年度 漁港施設の指定管理者管理運営状況等の評価委員
評価委員名簿

	氏 名	職 名 等	備 考
外 部 委 員	小宮山 榮	公認会計士 税理士	令和7年度～
	関 いずみ	東海大学人文学部 人文学科海洋学研究科 教授	令和7年度～
	香川 裕彦	一般社団法人東京諸島観光連盟 専務理事	令和6年度～
	佐藤 豪介	公益財団法人小笠原協会 常務理事	令和5年度～

令和8年度 漁港施設の指定管理者管理運営状況等の評価委員会 座席表

場所： 令和8年7月16日（木）
11:10～12:10
日時： 第二本庁舎9階 会議室 9A



漁港施設の指定管理者評価委員会設置要綱

制定 平成19年5月31日付19港島管第210号
改正 平成22年6月 7日付22港島管第366号
改正 平成24年1月24日付23港島管第1004号
改正 平成29年5月23日付29港島管第 83号
改正 令和3年3月22日付2港島管第1222号
改正 令和7年7月 1日付7港島管第433号

(設 置)

第1 東京都漁港管理条例（昭和42年東京都条例第47号。以下「条例」という。）第15条の3第2項の規定に基づき、漁港施設の指定管理者として指定を受けたものが実施した施設の管理運営状況等を評価するため、漁港施設の指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 評価委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）条例、同施行規則及び漁港施設の管理に関する基本協定等に基づき、指定管理者が実施した施設の管理運営状況等の評価
- （2）特命要件の状況の継続に関して付議された事項
- （3）前号に掲げるもののほか、評価を行うに当たり必要な事項

(組 織)

第3 評価委員会は、次に掲げるもののうち、東京都港湾局長（以下「局長」という。）が委嘱する委員3名以上により組織する。

- （1）公認会計士（1名）
- （2）学識経験者・有識者等（2名以上）

2 委員長は、第3の1の委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。

(委員長の職務及び代理)

第4 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、第3の1の委員のうちから、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(任 期)

第5 委員の任期は、局長から委嘱を受けた日から当該委嘱に係る評価について港湾局が公表する日までとする。

(評価委員会)

第6 評価委員会は、局長が召集する。

2 評価委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

4 評価委員会は、非公開の根拠が、個人のプライバシー保護、企業秘密保護及び法令等による公開禁止以外の場合、原則公開とする。

(守秘義務)

第7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶 務)

第8 評価委員会の庶務は、東京都港湾局離島港湾部管理課において行う。

(委 任)

第9 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、離島港湾部長が別に定める。

附 則（19港島管第210号）

1 この要綱は、平成19年5月31日から施行する。

附 則（22港島管第366号）

1 この要綱は、平成22年6月7日から施行する。

附 則（23港島管第1004号）

1 この要綱は、平成24年1月24日から施行する。

附 則（29港島管第83号）

1 この要綱は、平成29年5月23日から施行する。

附 則（2港島管第1222号）

1 この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

附 則（7港島管第433号）

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

二見漁港(小笠原村・父島)漁港施設の指定管理について

資料1

1 概要

- 小笠原村父島・二見漁港において、指定施設※を指定管理者が管理
- 目的: 漁船とプレジャーボートの利用調整を行い、漁港の維持管理を適正化
- 指定管理者: 小笠原島漁業協同組合(特命)
- 指定期間: 令和3年4月～令和8年3月(当初期間は平成18年4月～)
- 利用料金制を採用

※指定施設

漁船以外の船舶の停泊、停留、係留又は陸置きに利用させるための漁業施設(プレジャーボート等)

2 指定管理者の業務

- 1 指定施設の利用の受付及び案内に関する業務
- 2 指定施設の維持管理及び修繕(知事が指定する修繕等を除く。)
- 3 指定施設の一時的利用の届出を受理すること
- 4 指定施設の利用許可等
- 5 その他知事が特に必要と認める業務

3 指定施設一覧

栈橋	①	栈橋(1)	泊地	⑥	護岸(保安署横)前面泊地
	②	栈橋(2)		⑦	護岸(赤間裏)前面泊地
船揚場	③	船揚場(1号)		⑧	護岸(野積場前)前面泊地
	④	船揚場(1号その2)		⑨	中央防波堤内側泊地
	⑤	船揚場(2号)			

4 利用状況

- 収入: 7,075千円(令和7年度)
 - プレジャーボート: 110隻(令和7年度末時点)
- (1隻当たり月額利用料金(税抜): 25ft未満 4,000円、25ft以上 6,000円)

小笠原島漁業協同組合

- 設立: 昭和43年10月
- 事業目的: 組合員の経済的社会的地位の向上と漁業の生産力増進
- 組織: 理事6名、監事2名、職員12名(令和8年6月現在)
- 組合員数: 44名(正組合員)

＜特命理由＞

1. 対象施設は、東京から南方へ約980km離れた小笠原村父島の二見漁港にあり、複数年にわたって安定的に管理を行える事業者が限定されること。
2. 対象施設は、漁港内にあるという特殊性があり、地元の拠点漁港としての機能を損なわずに、プレジャーボートとの利用調整を効果的かつ効率的に行う必要があること。
3. 小笠原島漁業協同組合は、管理運営の良好な実績とノウハウを持っており、自らも漁港施設の利用に精通していること。

二見漁港全景

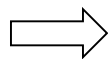
地元漁船の拠点漁港、周辺海域で操業する漁船の避難漁港



指定管理者の評価について

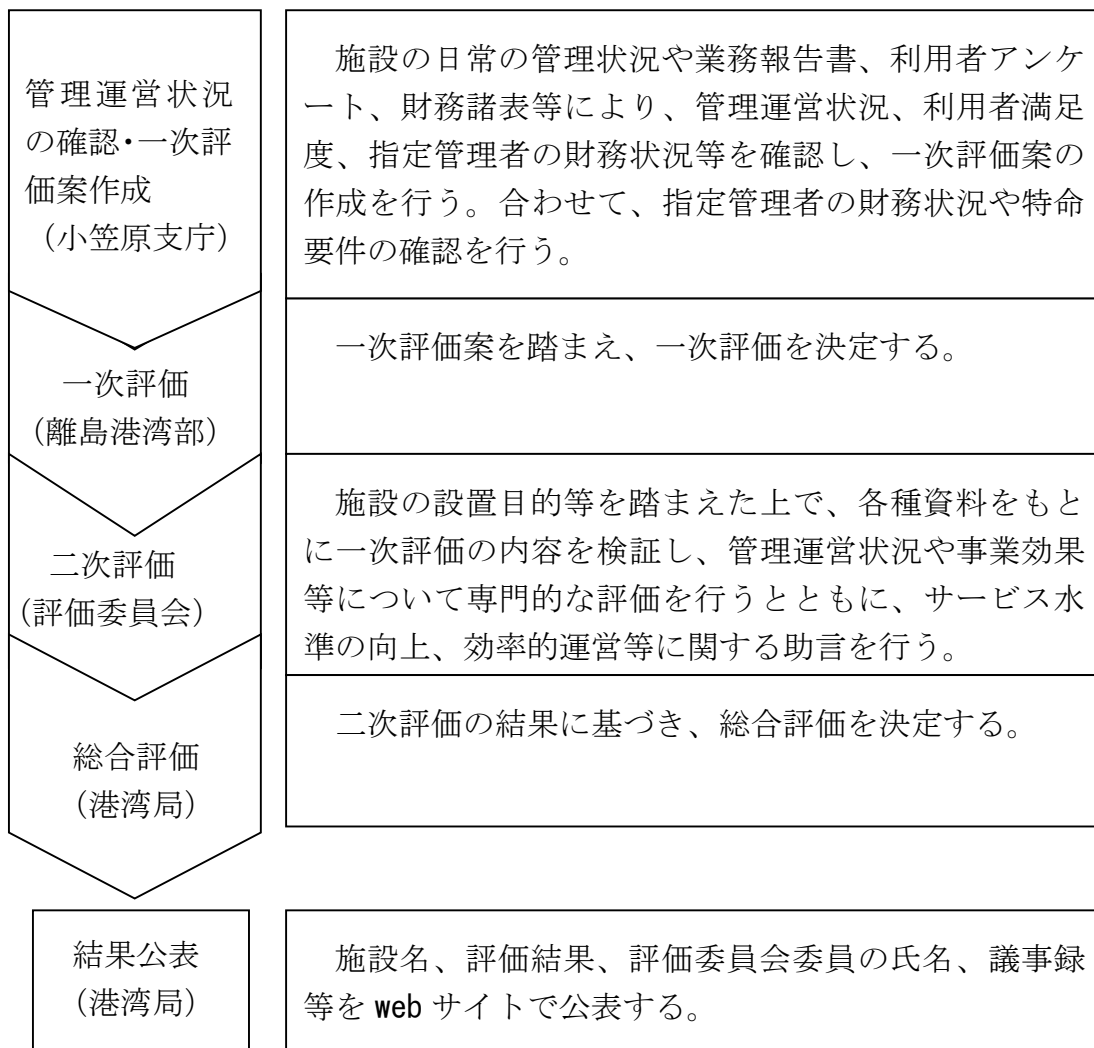
評価の目的

- 協定記載業務の履行、指定管理者が守るべき事項の遵守を確認
- サービス実施状況、利用者満足度等をチェックし、管理運営業務に反映



都民サービスの一層の向上
施設運営の継続的な改善

評価の流れ



【評価項目】

大項目	項 目	確 認 項 目			
適切な管理 の履行			水準を上回る	水準どおり	水準を下回る
		施設・設備の点検 ・設備管理(月1回以上)		○	
		施設の清掃 ・船揚場、栈橋の清掃(適宜)	○		
		施設の警備 ・施設内巡回(適宜)	○		
		人員配置 ・係員の配置(1名)		○	
		人材育成の取組 ・漁港管理条例等の周知		○	
		利用者の平等利用への取組 ・利用許可に対する公平審査の実施		○	
		他機関との連携 ・行政、漁業関係者との連携・調整(適宜)		○	
		<評価の内容> 毎日巡回を実施するなど、日常的に清掃を行っている。気象現象により滞留したゴミ等も速やかに撤去している。 また、不当係留についても迅速な対応を図っており、行政等の関係機関と連携・調整を密に行っている。			
管理状況	法令等の遵守		水準を上回る	水準どおり	水準を下回る
		個人情報保護の取組み ・東京都個人情報の保護に関する条例の遵守		○	
		情報公開の取組み ・東京都情報公開条例の遵守		○	
		各種法令等の遵守 ・漁港管理条例等の遵守		○	
		利用記録等各種情報の管理 ・保管場所の施錠 ・パスワードによる情報管理		○	
		都への報告・連絡 ・迅速な都への状況報告		○	
		<評価の内容> 個人情報の取扱いや法令等の遵守は水準どおりであり、都への状況報告も速やかに行っている。			
	安全性の確保		水準を上回る	水準どおり	水準を下回る
		防災への配慮 ・台風・津波対策へ協力		○	
		防犯への配慮 ・放置船舶の状況把握、対処(適宜)		○	
		緊急時対策 ・行政・関係機関と連携した迅速な対応		○	
		施設・設備管理に関する書類等の管理 ・点検表の作成(月1回以上)		○	
		<評価の内容> 全ての項目において適正に行われている。			
財務・財産の 状況			水準を上回る	水準どおり	水準を下回る
		収支状況(安定的な運営) ・収入の状況(7,075千円) ・7年度収支(221千円)		○	

大項目	項 目	確 認 項 目								
管理状況	財務・財産の状況			水準を上回る		水準どおり		水準を下回る		
		経理処理 ・経理の明確な区分 ・帳簿、関係書類による経理状況の明確化		○						
		経理・現金に関する書類等の管理 ・帳簿、関係書類の整備、保存 (指定期間終了後5年間)		○						
		<評価の内容> 内部監査を年2回実施し、経理処理が明瞭になされている。収支状況は水準どおりで、安定的に運営されている。								
事業効果	利用の状況			水準を上回る		水準どおり		水準を下回る		
		利用者数 ・年間利用(110隻)・1年未満利用(6隻)				○				
		利用案内 ・利用案内の作成・配付				○				
		<評価の内容> 利用案内は適宜更新して配付し、利用者数も水準どおり保たれている。								
	サービス内容の向上			水準を上回る		水準どおり		水準を下回る		
		利用者ニーズの把握 ・利用者アンケートの実施				○				
		苦情等への対応 ・利用者への回答				○				
		<評価の内容> 利用者アンケートの実施及び回収率アップに向けた働きかけを行い、ニーズの把握に努めている。苦情等には迅速且つ適切に対応している。								
	合計点 27点				2点× 4項目		1点×19項目		0点× 0項目	
	一次評価	B		標準点	S	A	B		C	
			評価項目が全て中位の評価(「水準どおり」)を受けた場合の得点	標準点の1.33倍(小数点以下切上)以上	標準点の1.25倍(小数点以下切上)以上 S＝1点以下	B＋1点以上 標準点の1.25倍(小数点以下切上)＝1点以下		標準点の0.88倍(小数点以下切捨)以下		
特記事項	特になし									
要改善事項等	特になし									

【確認事項】

事業者の財務状況	業務実施報告における令和7年の財務諸表から、小笠原島漁業協同組合全体の事業収支及び漁港管理委託事業の収支ともに、組織・事業運営の健全性が確保されており、事業の継続に支障がないことを確認した。
----------	---

特命要件の継続	特命要件	有	無
	1) 対象施設は、東京から南方へ約980km離れた小笠原村父島の二見漁港にあり、複数年にわたって安定的に管理を行える事業者が限定されること。 2) 対象施設は、漁港内にあるという特殊性があり、地元の拠点漁港としての機能を損なわずに、プレジャーボートとの利用調整を効率的かつ効果的に行う必要があること。 3) 小笠原島漁業協同組合は、管理運営の良好な実績とノウハウを持っており、自らも漁港施設の利用に精通していること。	○	

漁港施設の指定管理者管理運営状況等に係る二次評価（案）

資料 4

○施設名：二見漁港栈橋（１）外８施設

○指定管理者名：小笠原島漁業協同組合（特命）

○指定期間：令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

○特記事項：利用料金制

○令和７年度評価結果：下表のとおり

項目	評価内容
二次評価	B
管理状況	・漁港管理条例等の法令を遵守した運営がなされている。 ・日常の施設の清掃、警備等が適正に行われている。 ・台風接近前の利用者に対する養生・被害対処の呼びかけ、通過後の巡回、被害点検及び清掃を迅速に行うなど、施設内の安全確保に努めている。 ・行政等関係機関との連携・調整を密に行っている。
事業効果	・利用者が使用するにあたり必要な案内文の作成、配布をはじめ、施設の適正利用についての周知や啓蒙が行われており、漁港機能との共存が図られている。 ・毎年度３月にアンケートを実施し、利用者のニーズ把握、施設の利便性向上に努めている。
その他	【特命要件の継続】 小笠原島漁業協同組合は、地元の拠点漁港としての機能を損なわずに、プレジャーボートとの利用調整を効率的かつ効果的に行っており、また、管理運営の良好な実績とノウハウを持っており、自らも漁港施設の利用に精通していることから、特命要件を継続している。